

(本) 普濟工必善ノ件

關聯同盟大會ニ登載スルコト

三大演説ニ其勤ノ題目ニテ各株支條式ヲ實施スル爲メ官業者

(二) 村日條株支條ノ件

可決

(一) ト、ロ、ハ、三條ハ實行式迄モ本職員ニ一任

(六) 長條條株支條ノ件

可決

(ロ) 自ラノ聯合ニモリ甚難スル者ニテ健康管理支條ノ件

(七) 長條條株支條ノ件

可決

與テ關スルコト

弊ニ急激ニ實施マ要スルコトニテモ、其ハ式迄モ準備シテ其實

施ハ其々ノ部門ナリ各業ヲテハ其法ノ施行マシテハ其ハ其ノ内ヲ

業者團體同盟大會ニ火難シテ、其以來ノ懸案ニシテ其全篇ノ實

施工期間必至要來ハ大正十年十月大綱ニ列テ附屬シテ、其官

(一) 職工健康必至要並ノ件

財團法人協同會大阪支所

(ハ) 賃金二重制度撤廢ノ件

右二項ハ阿部豊太郎外九名ノ委員ニ附記セリ

(二) 共済組合規則改正ノ件

(イ) 共済組合創立以前ノ公傷病者ニシテ現在共済組合員タルモノ

ノ義手、義足、眼ハ現行法ニ依リ新調及ビ修理ヲ行フコト可決

(ロ) 肺結核患者ヲ職業病ト認メ公傷病者ト同等ノ救済ヲ爲ス事

私病者ハ醫師ノ證明ニヨリ休業當日ヨリ救済金支給スルコト

(二) 大正十年以來ノ共済組合大阪評議會ノ決議ヲ速カニ實施スル

コト

(イ) (ロ) (二) ノ四項ハ實行方法ヲ本部員ニ一任

(三) 低廉ナル賃銀勞動者ト置換スル爲メ熱練職工解雇ニ對シ反對運

動ヲ起ス

可決

(四) 大被兵器工廠其他各課所ノ部分問題ニ就テハ従業員ノ代表交渉

標ヲ認ムル件

可決